

伊勢崎市立宮郷第二小学校
「いじめ防止基本方針」

平成30年3月改訂
伊勢崎市立宮郷第二小学校

I 「いじめ防止基本方針」について

宮郷第二小学校では、児童の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、かつ、不登校や自殺などを引き起こす等の起因となる「いじめ」を徹底的に排除する。

また、このいじめ問題は、学校が一丸となって組織的に取り込むのみならず、児童の生育・生活環境等の背景も総合的に勘案し、家庭や地域及び関係機関等の力を積極的に取り組むとともに密接に連携協力し解決に当たるものとする。

更に、児童にはいじめを絶対許さない意識と態度を育てること、子ども達が現代社会の課題を見つけ、積極的に対処していくような姿勢を育てることが肝要であることを中心に据える。

よってここに宮郷第二小学校の「いじめ防止基本方針」を国、県、市の「いじめ基本方針」を受け策定する。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

いじめは、児童の心身の健全な発達に重大に影響を及ぼし、不登校や自殺などを引き起こす閉経ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめをいつそう見えにくいものになっている。

いじめ問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むだけでなく、家庭、地域及び関係機関等の力も積極的に取り組み、社会全体で対峙することが必要である。また、いじめの防止、そして解決のためには、児童にいじめを絶対に許さない意識と態度を育てるとともに、子どもたちが現代社会の課題（問題点）を見つけ、積極的に対処しようとする志を育てることが肝要である。

本校における「いじめ防止等の対策」を総合的かつ効果的に推進するため、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめ防止等のための基本的な方針」や「群馬県いじめ防止基本方針」「伊勢崎市いじめ防止基本方針」を受け、平成27年3月に「学校いじめ防止基本方針」を策定した。

また、平成29年3月14日に最終改訂された国の基本方針を受け、その一部を改訂する。

II いじめ防止等の対策に関する基本的な考え方

1 いじめ防止対策の基本理念

○全ての児童が目標を持ち、安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにする。

○いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童に十分理解できるようにする。

○いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域やその他の関係機関との連携の下、いじめ問題を克服することを目指す。

2 いじめの認識

(1)「いじめは、どの学校、どの学級、どの子どもにも起こり得る」という認識を持つ。

(2)いじめが生じた場合には、いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通すことを第一義としつつも、いじめる子どもに対しても、背景を十分調べ原因を取り除けるように配慮し、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。

(3)いじめは人権侵害であり、「いじめは絶対許さない学校」をつくる。

3 いじめ防止教育の推進

(1)学級の係活動、異学年で実施されるクラブ・委員会等を通して、望まし人間関係や互いの良さが認め合える環境をつくる。

(2)全教科学習をにおいて、協働して課題解決をする活動に取り組むことや、道徳や特別活動などを通して互いの生命や人権を大切にすることを子ども達に意識できるようにする。

(3)児童会を中心にして、児童がいじめについて自主的・自発的に考え、改善に向けた活動を発信できるようにし、いじめを身近な問題として考えられるようにする。

※必要に応じた、「子どもいじめ防止会議」の実施

(4)常に危機感を持ち、いじめ問題への取り組みとして定期的な点検をし、改善充実を図る。

※月1回の「なかよしアンケート」の実施と結果の分析・対応

※月1回の「教職員いじめ問題指導チェック」の実施と結果分析・対応

4 いじめ防止相談体制の充実

(1)学校生活での悩みの解消を図るため、教育相談主任を中心にスクールカウンセラーや学習生活相談員を有効に活用する。

(2)学校の教育相談業務を保護者へ案内し、有効活用を促す。

(3)市の教育研究所の教育相談や市教委学校教育課や県及び関係機関と連携を図りながら、深刻な事案については迅速に指示を仰ぐ。

5 教職員のいじめ防止体制の充実

(1)服務規律チェック表を中心にして、教職員の指導時の言動がいじめを誘発・助長・黙認しないようにする。

(2)常に危機感を持ち、いじめ問題への取り組みとして定期的な点検をし、改善充実を図る。

※月1回の「教職員いじめ問題指導チェック」の実施と結果分析・対応

(3)人権教育や道徳教育等と関連させ、いじめの未然防止や早期発見・早期対応、解消に向けた対応力向上の研修を行う。

(4)校長会や教頭会、生徒指導主任会及び各種研集会でのいじめに関する資料を迅速に共有できるように情報提供する。

6 早期発見に向けて

いじめは、大人の目に届きにくいところで発生しており、学校組織として早期発見に取り組むとともに、家庭・地域と連携して実態把握に努める。

(1)子どもの声に耳を傾ける。(なかよしアンケート、生活ノート、個別面談 等)

(2)子どもの行動を注視する。(チェックリスト、日常の行動観察 等)

(3)保護者と情報を共有する。(連絡ノート、電話、家庭訪問、PTA会議 等)

(4)地域と日常的に連携する。(地域行事への参加、関係機関との情報共有 等)

7 早期解消に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消を目指す。

(1)いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。

(2)学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。

(3)校長(含：副校長、教頭等)が事実に基づき、保護者に説明責任を果たす。

(4)いじめを行っている子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。

(5)法を犯す行為に対しては、早期に警察、教育委員会等に相談して協力を求める。

(6)いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行い丁寧な経過観察で対応する。

(7)必要に応じて、県が設置しているサポートチームの活用を図る。

----- 事実究明のチェックポイント -----

○いじめられている児童や、周辺の児童の事情聴取は、人目のつかないような場所や時間帯に配慮して行う。

- 安心して話せるよう、その児童が話しやすい人や場所などに配慮する。
- 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取をすすめる。
- 情報提供者については秘密を厳守し、報復などが起こらないように最新の注意をはらう。
- 聴取を終えた後は、当該児童を自宅まで送り届け、教師が保護者に直接説明する。

- ▲いじめられている児童といじめている児童を同じ場所で事情聴取しない。
- ▲注意、叱責、説教だけで終わらない。
- ▲双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導はしない。
- ▲ただ単に謝ることだけで終わらせない。
- ▲当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導をしない。

1. 基本的な考え方

(1) 目指す姿 *群馬県いじめ防止基本方針より

子どもたちが安心して楽しく学べる学校
保護者が子どもを通わせたい学校
県民から信頼される学校

(2) 基本理念

- ①すべての児童が安心して楽しく学校生活を送り、目標をもって様々な活動に取り組むことができるようにする。
- ②いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにする。
- ③いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、家庭や地域その他の関係機関との連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行う。

(3) いじめの定義<法・第2条>と認識

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 「いじめは、どの学校でも・どの学級でも・どの子どもにも起こり得る」という認識をもち、子どもも大人も「自分の問題」として考える。
- いじめが生じた場合には、いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。いじめられる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- いじめは人権侵害であり、「いじめを絶対に許さない学校（学級）」をつくる。

2. 本校の現状と課題

不登校やいじめ等の問題行動を未然に防ぐことは、現在の学校教育に課せられた重要な課題である。これらの問題行動を示す子どもたちの多くは、学級の中で認められているという「自己有用感」をもてず、孤立していると感じている。加えて、他とのコミュニケーションを上手にとれないため、「共感的な人間関係」を築くこともできていない。そのため、学級や学校という社会集団の中で、自分と他人との相互関係を深く考え、なすべきことを正しく判断して主体的に行動に移すという「自己決定力」を身に付けていく必要がある。

また、平成29年度の学校評価アンケートでは、「相手の立場を考えた言動」について課題

となっている。

3. いじめ防止等に関する基本的な方針

(1) キーワード・・・「居場所づくり」「絆づくり」と「自己有用感」

○児童が学校で過ごす中で一番長いのは、授業の時間。「分かる授業」「すべての児童が参加・活躍できる授業の工夫」を目指した「授業づくり」を進める。

○居心地のよい集団の中で「きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身に付け、認められているという実感をもった子ども」なら、いたずらにいじめの加害に向かうことはないはずであるという考えの下、日常から個々の児童理解に努め、共感的な人間関係を築いていく。

(2) 「たくましさ」を育む生徒指導

「たくましさ」を「正しく判断し、主体的に行動できる力」と考える。問題行動を未然に防ぐためには、子どもたちが、集団の中で、自分の考えを適切な言葉や行動で表現しようとする「自己表現力」を高めていく必要がある。また、不登校やいじめとは無関係に見える子どもでも、学習や人間関係について悩みを抱えている場合も少なくない。そうした子どもたちにも、自分の意見や考えを適切に表現できる力を育成する必要がある。

「自己表現力」を高めていくことによって、「たくましさ」をもった子どもたちが育っていくものとする。このことは、不登校やいじめ等を未然に防ぐ手立てになるとともに、子どもたち一人一人の「生きがい」を育むことにもつながる。学級の児童が「自己表現」する場合は、学校生活全般にわたっており、日常生活のすべての場面を通して支援・指導していくことが大切であり、「対策の内容」を具体的に考えるものとする。

第2 いじめの防止等のための対策の内容

1. いじめを未然に防止するための取組（いじめ防止プログラム）＝「年間計画」参照

(1) 学級の係活動、異学年で実施されるクラブ・委員会等を通して、望まし人間関係や互いの良さが認め合える環境をつくる。

(2) 全教科学習をにおいて、協働して課題解決をする活動に取り組むことや、道徳や特別活動などを通して互いの生命や人権を大切にすることを子ども達に意識できるようにする。

(3) 児童会を中心にして、児童がいじめについて自主的・自発的に考え、改善に向けた活動を発信できるようにし、いじめを身近な問題として考えられるようにする。

※必要に応じた、「子どもいじめ防止会議」の実施

(4) 常に危機感を持ち、いじめ問題への取り組みとして定期的な点検をし、改善充実を図る。

※月1回の「生活（なかよし）アンケート」の実施と結果の分析・対応

※月1回の「教職員いじめ問題指導チェック」の実施と結果分析・対応

2. いじめの早期発見に向けての取組（早期発見マニュアル）

いじめは、大人の目に届きにくいところで発生しており、学校組織として早期発見に取り組むとともに、家庭・地域と連携して実態把握に努める。

(1) 子どもの声に耳を傾ける。（なかよしアンケート、生活ノート、個別面談 等）

(2) 子どもの行動を注視する。（チェックリスト、日常の行動観察 等）

(3) 保護者と情報を共有する。（連絡ノート、電話、家庭訪問、PTA会議 等）

(4) 地域と日常的に連携する。（地域行事への参加、関係機関との情報共有 等）

3. いじめの早期解決に向けての取組（事案対処マニュアル）

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消を目指す。

- (1)いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2)学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3)校長(含：副校長、教頭等)が事実に基づき、保護者に説明責任を果たす。
- (4)いじめを行っている子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5)法を犯す行為に対しては、早期に警察、教育委員会等に相談して協力を求める。
- (6)いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行い丁寧な経過観察で対応する。
- (7)必要に応じて、県が設置しているサポートチームの活用を図る。

4. いじめ問題に取り組むための校内組織（いじめ対策組織）

5. 組織的体制の確立・機能化

6. 重大事態への対処

7. 校内研修の実施

8. 家庭や地域、関係機関との連携

9. 検証と評価

III 保護者・地域との連携推進

1 相談窓口の周知

児童や保護者が悩みを相談できるよう、市研究所の教育相談窓口や総合教育センター「いじめ・生徒指導相談室」や中央児童相談所「こどもホットライン24」等、県内の相談窓口の周知を図る。

2 情報モラルの啓発

携帯インターネット問題講習会を実施し、保護者に向けた携帯インターネット問題についての啓発活動を行う。

3 広報誌やポスターによる情報提供

県教委広報紙やポスター等を通して、保護者や地域と協働していじめ問題の早期発見・解決に努める。

4 いじめ問題の理解を深めるための広報啓発活動

児童の自主的ないじめ防止活動を実施し、ポスター等により保護者、地域に周知を図る。

5 学校・家庭・地域の連携体制の構築、強化

社会全体で子どもを見守り育むため、学校支援センターや放課後児童クラブとの連携を図る。

6 地域ぐるみの対策推進強化

地域の健全育成団体やコンビニ等の商店等と連携して情報の共有化や協働体制を強化する。

IV 重大事態への対処

1 重大事態の定義

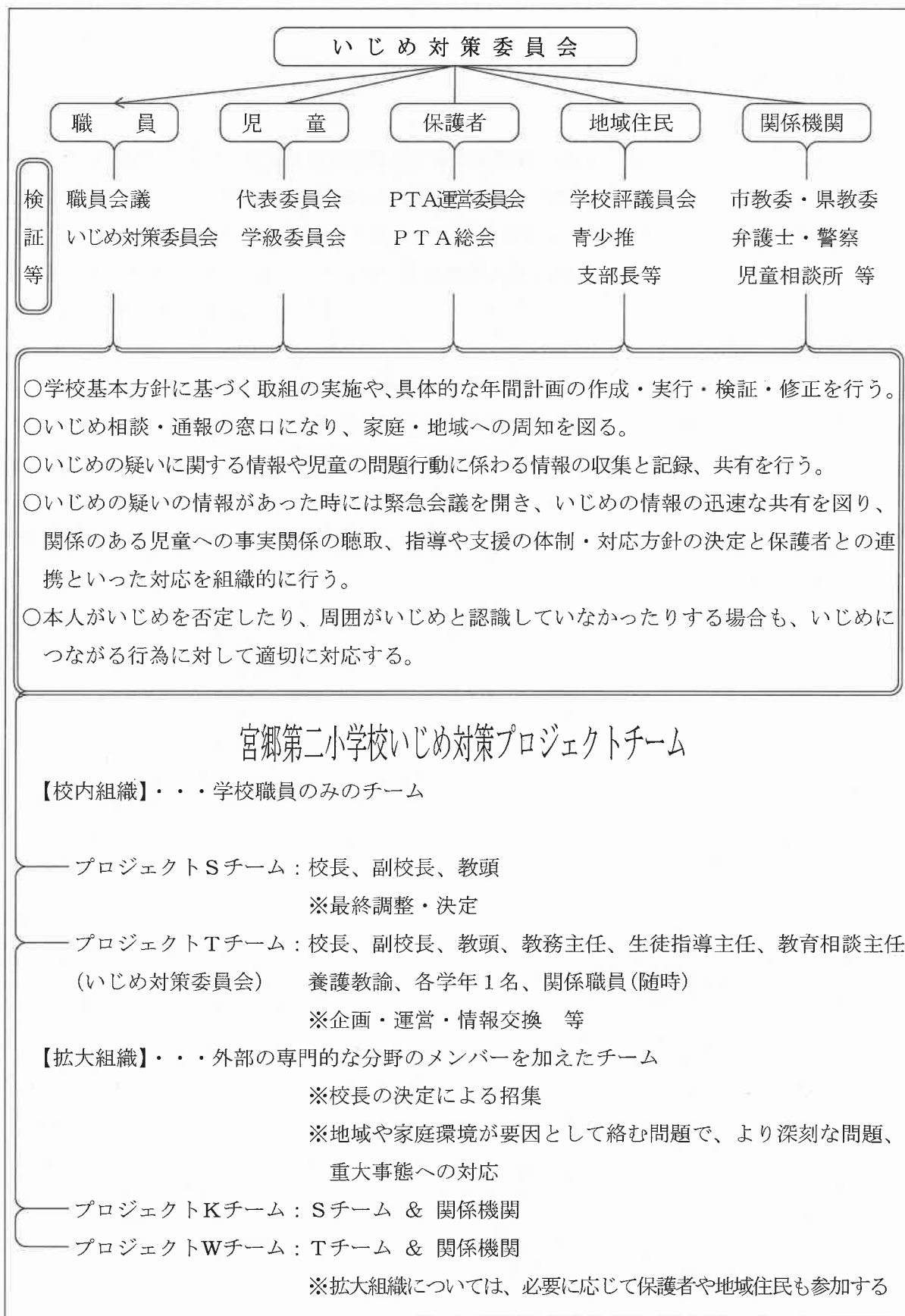
- (1)いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合
- (2)いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席する(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む)ことを余儀なくされている疑いがあると認められた場合
- (3)児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合
(「いじめ防止対策推進法」より)

2 重大事態への動き

- (1)重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- (2)教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3)上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係機関との連携を適切にとる。
- (4)上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を提供する。

V いじめ防止等の対策のための組織

1 組織と組織の主な役割



2 いじめ対策委員会の構成員と役割

【いじめ対策委員会】 ※生徒指導部会が兼ねる

構 成 員	役 割
校 長 副 校 長 教 頭	<ul style="list-style-type: none"> ・学校基本方針を提示し、組織が機能するようリーダーシップを発揮する。 ・「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を醸成する。 ・学校通信や学校のWebページ等で、学校はいじめ防止等の取組について情報発信する。 ・緊急はいじめ対策委員会の開催決定をする。
教務主任	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導の機能を生かした授業づくりの推進など、教育課程の質的な管理をする。
生徒指導主任	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ教職員間で共通理解を進める。 ・いじめ問題に関する情報収集と記録をとる。 ・関係機関との連絡・調整を行う。 ・いじめ対策委員会(定例)を招集・実施する。
教育相談主任	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談実施状況報告を行う。 ・気になる児童への対応の提案をする。 ・スクールカウンセラーとの面談計画の提案、調整を行う。
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・保健室における相談状況等を報告する。 ・保健室の活用についての提案を行う。
生徒指導部員(各学年1名)	<ul style="list-style-type: none"> ・学年はいじめに関するアンケートの集約、状況報告をする。 ・いじめ防止活動についての学年の取組の提案・報告をする。

※必要に応じて、校医、スクールカウンセラー、学習生活相談員、民生委員・児童委員、人権擁護委員等、問題ケースの実態に応じて構成員に追加する。

VI いじめ防止に関する年間計画

	具体的な取組内容や活動			取組上の留意点
	教職員の活動	児童の活動	保護者・地域への活動	
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止基本方針や組織の検討・確認 ○第1回いじめ対策委員会(学年、学級間の情報交換) ○学年、学級経営案の作成 ○なかよしアンケートの実施 ※児童も通年で月一回 	<ul style="list-style-type: none"> ○学級開き・学級ルール作り 【学級活動・道徳】 ○学習での他者の尊重(聞く、協力する) 【年間】 ○登校班の集会で人間関係づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止対策についての説明啓発 【PTA総会・懇談会】 ○PTA運営委員会 【通年月1回】 	<ul style="list-style-type: none"> ○全教職員の共通理解 ○学校だよりや、Webページ等で周知
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○第2回いじめ対策委員会 ○なかよしアンケートの実施分析、対応 ○春のいじめ防止強化月間の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童会あいさつ運動開始 ○行事を通じた人間関係づくり【旅行等】 ○ハッピータイムによる人間関係づくり ○いじめアンケートの作成【児童会】 		

6月	<ul style="list-style-type: none"> ○第3回いじめ対策委員会 ○なかよしアンケートの実施分析、対応 ○学校評議員会Ⅰの実施 ○いじめアンケートの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止フォーラムへの参加【児童会】 ○いじめアンケートの集計【児童会】 	<ul style="list-style-type: none"> ○PTA寺子屋での人間関係づくり ○学習参観【懇談会】 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者との情報交換【懇談会】
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○第4回いじめ対策委員会 ○なかよしアンケートの実施分析、対応 ○第1回学校評価アンケートの実施 ○学年・学級経営のまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評価アンケート【3～6年】 	<ul style="list-style-type: none"> ○PTA寺子屋での人間関係づくり ○学校評価アンケート 	
8月		<ul style="list-style-type: none"> ○プルタブやエコキャップ活動のまとめ【委員会】 		
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○第5回いじめ対策委員会 ○なかよしアンケートの実施分析、対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○行事を通した人間関係づくり【運動会】 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評価アンケートの結果や対応策の公表 	<ul style="list-style-type: none"> ○運動会での地域の方々とのふれあいを重視
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○第6回いじめ対策委員会 ○なかよしアンケートの実施分析、対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○行事を通した人間関係づくり【旅行等】 【宮郷っ子】 		
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○第7回いじめ対策委員会 ○なかよしアンケートの実施分析、実施 ○学校評議員会Ⅱの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○人権週間での人権標語の作成 ○学級活動の時間に話し合い活動【各クラス】 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止対策についての啓発【人権週間】 ○二者面談での情報交換 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ○第8回いじめ対策委員会 ○なかよしアンケートの実施分析、対応 ○第2回学校評価アンケートの実施 ○学年・学級経営のまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評価アンケート【3～6年】 	<ul style="list-style-type: none"> ○PTA寺子屋での人間関係づくり ○学校評価アンケート 	
1月	<ul style="list-style-type: none"> ○第9回いじめ対策委員会 ○なかよしアンケートの実施分析、対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○宮中校区いじめ防止子ども会議 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評価アンケートの結果や対応策の公表 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○第10回いじめ対策委員会 ○なかよしアンケートの実施分析、対応 ○学校評議員会Ⅲの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○行事を通した人間関係づくり【ボランティアありがとう会】 【6年生を送る会】 	<ul style="list-style-type: none"> ○学習参観【懇談会】 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者との情報交換【懇談会】
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○第11回いじめ対策委員会 ○なかよしアンケートの実施分析、対応 ○学年・学級経営のまとめ ○学校基本方針を見直し、来年度に向けて改善 	<ul style="list-style-type: none"> ○卒業に向けた様々な活動を通した人間関係づくり ○登校班の集会で人間関係づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○一年を振り返り子どもの人間関係や成長を振り返る【各家庭】 【PTA運営委員会】 	<ul style="list-style-type: none"> ○卒業関係や各学年のまとめの行事等を通して、子ども達の人間関係づくりを進める

6月	<ul style="list-style-type: none"> ○第3回いじめ対策委員会 ○なかよしアンケートの実施分析、対応 ○学校評議員会Ⅰの実施 ○いじめアンケートの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止フォーラムへの参加【児童会】 ○いじめアンケートの集計【児童会】 	<ul style="list-style-type: none"> ○PTA寺子屋での人間関係づくり ○学習参観【懇談会】 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者との情報交換【懇談会】
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○第4回いじめ対策委員会 ○なかよしアンケートの実施分析、対応 ○第1回学校評価アンケートの実施 ○学年・学級経営のまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評価アンケート【3～6年】 	<ul style="list-style-type: none"> ○PTA寺子屋での人間関係づくり ○学校評価アンケート 	
8月		<ul style="list-style-type: none"> ○プルタブやエコマップ活動のまとめ【委員会】 		
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○第5回いじめ対策委員会 ○なかよしアンケートの実施分析、対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○行事を通じた人間関係づくり【運動会】 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評価アンケートの結果や対応策の公表 	<ul style="list-style-type: none"> ○運動会での地域の方々とのふれあいを重視
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○第6回いじめ対策委員会 ○なかよしアンケートの実施分析、対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○行事を通じた人間関係づくり【旅行等】 【宮郷っ子】 		
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○第7回いじめ対策委員会 ○なかよしアンケートの実施分析、実施 ○学校評議員会Ⅱの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○人権週間での人権標語の作成 ○学級活動の時間に話し合い活動【各クラス】 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止対策についての啓発【人権週間】 ○二者面談での情報交換 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ○第8回いじめ対策委員会 ○なかよしアンケートの実施分析、対応 ○第2回学校評価アンケートの実施 ○学年・学級経営のまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評価アンケート【3～6年】 	<ul style="list-style-type: none"> ○PTA寺子屋での人間関係づくり ○学校評価アンケート 	
1月	<ul style="list-style-type: none"> ○第9回いじめ対策委員会 ○なかよしアンケートの実施分析、対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○宮中校区いじめ防止子ども会議 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評価アンケートの結果や対応策の公表 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○第10回いじめ対策委員会 ○なかよしアンケートの実施分析、対応 ○学校評議員会Ⅲの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○行事を通じた人間関係づくり【ボランティアありがとう絵】【6年生を送る会】 	<ul style="list-style-type: none"> ○学習参観【懇談会】 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者との情報交換【懇談会】
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○第11回いじめ対策委員会 ○なかよしアンケートの実施分析、対応 ○学年・学級経営のまとめ ○学校基本方針を見直し、来年度に向けて改善 	<ul style="list-style-type: none"> ○卒業に向けた様々な活動を通じた人間関係づくり ○登校班の集会で人間関係づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○一年を振り返り子どもの人間関係や成長を振り返る【各家庭】【PTA運営委員会】 	<ul style="list-style-type: none"> ○卒業関係や各学年のまとめの行事等を通して、子ども達の人間関係づくりを進める